

弁護団の紹介

住民の訴訟の弁護団です。

住民の訴訟では、①埋立承認処分
の撤回を取り消した国交大臣の「**裁決**」の取消（現在、控訴審）と、②設計概要変更不承認を取り消した国交大臣の「**裁決**」の取消（現在、1審）を求めています。

① 承認の撤回を取り消した国交大臣の「**裁決**」の取消訴訟

22年4月26日に一審判決ができました。原告適格を非常に狭く解釈し、原告の請求を却下しました（門前払い）。判決の中では、いくつも不要な判断を重ねましたが、肝心の軟弱地盤の点（裁決の違法性）について具体的な判断を避けました。結論ありきのあまりにもひどい判決でした。

判決を繰り返し読む度に、怒りに震えましたが、軟弱地盤の問題点（裁決の違法性）について、高裁できちんと判断させるためにも、主張・立証をさらに工夫をしたいと考えています。

住民は控訴し、23年4月27日（木）午後3時～@福岡高等裁判所那覇支部で、弁論が開かれます。ぜひ、傍聴にお越しください。

② 設計概要変更不承認を取り消した国交大臣の「**裁決**」の取消訴訟

② の「**裁決**」の効果

軟弱地盤の改良工事のために、防衛局は、設計概要変更申請をしました。デニー知事はこれに対し不承認処分をしました。国土交通大臣は不承認処分を取り消す旨の「**裁決**」をしました。

この「**裁決**」の効果は、知事がした不承認処分を取り消すのみで、設計概要変更申請を承認する効果はありません。

この裁判でも原告適格が問題に

この裁判でも、原告適格が問題になります。原告20名の中には、高さ制限に抵触している方が3名います。また、ダイビングショップを経営している方が1名おり、この方は大浦湾にお客さんを案内しています。1月31日の期日では、このダイビングショップを経営している原告の方が口頭での意見陳述を予定しています。

裁決の違法性（特に軟弱地盤関係）

軟弱地盤に関する大きな問題点は、土質の調査不足、工事の実行可能性がないことです。この点について、①の裁決の時に提出された国の鑑定書では、更なる土質調査の必要性を指摘していましたが、②の裁決の時に提出された鑑定書は、事情の変更はないにも関わらず、土質調査も工事の実行可能性もそれぞれ問題ないとなりました。

弁護団も土木の専門家との勉強会を開催しました。今回の防衛局の設計変更申請の最大の問題点は、海面下90mまで軟弱地盤が続いているB27地点では、直接、地盤の強度試験を行わず、離れた3地点の強度試験の結果から類推していることです。大浦湾の海底地盤は急傾斜に落ち込み、凹凸も多いため、離れた地点の土質調査結果から強度を類推することはできません。

軟弱地盤については、①の裁判の争点とも共通しています。①の裁判では、土木の専門家の協力を得ながら、次回の期日までに裁決の違法性について主張し、証拠を提出する予定です。

次の弁護団ニュースでは、この点を詳しく解説する予定です。

今後とも、ご支援よろしくお願ひいたします。